

高・速・道・路・反・対

住民運動に明るい希望

大阪空港公害訴訟と 環境アセスメント

最近、私達の反対運動を力づける明るいニュースがズラズと伝えられています。

第一は、去る11月27日に大阪高裁で判決が下された、大阪空港公害訴訟公害訴訟の住民側の全面勝利です。

国側は、住民の人権をかえりかす「生活環境の破壊を「公共性」というあいまいな名目のもとに住民に被害を強いてきましたか、大阪高裁判決は「公共性」といえども個人の生命身体精神および生活を侵害する理由にはならずといひ、憲法25条および3条の「人格権」を全面的に認められています。この裁判決は原告側が「差し止めの根拠」として「環境権」についての確証にまで及んでいます。それと近寄る積極的な姿勢を示し、公害反対運動に力づけて、いる住民は勇気づけました。

第二には、11月17日及び25日世界31ヶ国 600人が参加し京都で開催された「国際環境保全科学会議」です。ここでは地球がよりよい環境であるために、「環境権（人間的に環境で生活する権利）」を法的に確立しようとする国際的な合意が生まれ、環境破壊を事前に防止するための環境アセスメント（事前評価制度）の重要性が確認されました。

また、この「環境アセスメント」が名石屋で開かれた日本弁護士会、人権擁護大会シンポジウムで大きく取り上げられ、公害被害が計画される時点で住民に押しつけられる事前の手続きをおこなった、大胆な住民側はその事業の実行を差し止める権利があるとする大胆な法理論が提案され、議論されました。

その事前の手続きの三つの内容の概要は

- ① 公害事業計画のさいは、環境変化 住民生活への影響を事前科学的に調査し、悪影響がある場合は、その対策を明示する。
- ② 事業主はこの事前評価を住民に公開し住民による調査の機会を与えねばならない。
- ③ 被害住民の同意を充分に環境調査を行ない被害に耐え得る対策を尽くし、残る問題は補償措置により同意を得ること。

と、これより公害事業計画への住民の参加、公害事業といえども環境保全の義務を負い、個人の生命、財産を守らなければならないといえます。

以上のニュースや前記の「大名石屋の対策を考えるシンポジウム」の開催等により、高度成長、開発優先から環境保護、生活基盤回復へと時代が大きく変わっていることを感じさせます。私達も希望を持って、これからの困難に向かい、いきたいと思えます。

(南川)

私たちの声を広報紙に!

